

金沢市中小企業人材確保奨学金返還支援助成金 申請ガイドライン

1. 事業の概要

市内企業の人材確保と若者の地元就職及び UJI ターンの促進を図るため、従業員の奨学金返還支援を実施する中小企業に対し、当該返還支援額の一部を助成します。

(1) 対象事業主

以下のいずれも満たす中小企業事業主

- ①市内に主たる事務所を有していること
- ②従業員に対する奨学金返還支援制度を設け、就業規則又は賃金規程等にその定めを明記していること
- ③対象従業員を正規雇用労働者として雇用していること
- ④市税の滞納がないこと
- ⑤雇用保険適用事業所の事業主であること

(2) 対象従業員

以下のいずれも満たす者

- ①令和4年2月1日以後に雇用された新規就業者又は県外からの転職者であること
(R8.4.1 改定)
- ②雇用日時点の年齢が30歳未満であること
- ③大学等在学時に奨学金の貸与を受け、当該奨学金の返還を延滞していないこと

(3) 助成額 (R7.4.1 改定)

対象従業員に対する奨学金返還支援額（対象経費）の2/3（千円未満切捨）

限度額：1事業主あたり160万円/年 かつ 従業員1人あたり16万円/年

(助成金の算出例)

	従業員の 奨学金返還額	事業主が行う奨学金返還支援額		従業員 実質負担額	
		市助成額	事業主実質負担額		
従業員1	24万円	24万円	16万円	8万円	なし
従業員2	36万円	24万円	16万円	8万円	12万円
従業員3	50万円	25万円	16万円	9万円	25万円
従業員4	18万円	24万円	12万円	12万円	なし

※金額は全て1年あたりの額

※市助成額は、交付対象期間における従業員の奨学金返還額の範囲内で企業が返還支援した額の2/3です。

ただし、企業等の奨学金返還支援（代理返還）制度を利用の場合は、交付対象期間における企業が返還支援した額の2/3です。

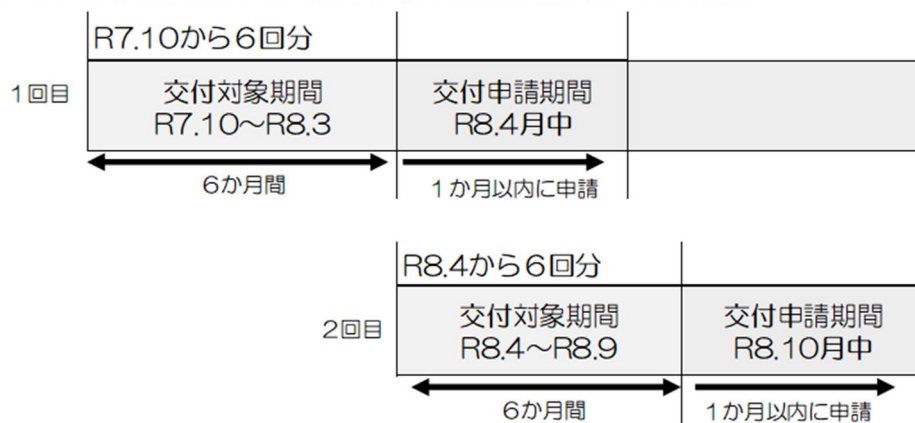
(4) 交付対象期間 (R7.4.1 改定)

対象従業員1人につき、助成金の対象となる返還支援を実施した最初の月から起算して最大10年間(120か月)

(5) 申請期限

交付対象期間の始めから起算して6か月ごとに、当該6か月を経過した日から1か月以内(1か月以内に申請しなかったことについて天災その他やむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日から7日以内)に申請書類を提出

例) R7.4.1に採用されて、事業主の返還支援開始月が10月の場合



2. 対象事業主について

(1) 中小企業事業主とは

主たる事業に応じて下表の①又は②を満たす法人(株式会社、有限会社、学校法人、社会福祉法人など)又は個人事業主をいいます。

主たる事業	①資本金の額 又は出資の総額	②常時雇用する 労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

(2) 適用除外

以下のいずれかに該当する事業主は対象になりません。

- ①国、県又は市が出資による権利を有する事業所の事業主
- ②暴力団等が経営に関与、又は密接な関係を有していると認められる事業主

(3) 奨学金返還支援に係る就業規則等について

本事業の助成を受ける場合は、奨学金返還支援制度について就業規則又は賃金規程など、文書で明確に定められている必要があります（参考例はP7～8をご確認ください）。支給名目や支給回数・時期は任意で決めていただけますが、助成を受けようとする場合は、少なくとも年1回の定期的な支給が必要です。

既に返還支援制度を実施しているが、就業規則等に当該制度に関する定めがない場合、当該規則等の規定を追加した日以後に行った返還支援が本助成金の対象となります。

例) 就業規則等に明確な定めなし かつ R4.2.1 に雇用し、従業員へ返還支援を開始
R4.7.1 付で就業規則を追加 → R4.7.1 以降に実施した返還支援が金沢市の助成対象

3. 対象従業員の範囲等

(1) 新規就業者とは

大学等を卒業後に初めて就職する方をいいます。(R8.4.1 改定)

(2) 県外からの転職者とは

直前の就業先が県内に主たる事務所を有する事業所以外であった方をいいます。

(3) 大学等とは

大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校及び専修学校（専門課程又は高等課程を置くものに限る）をいいます。

(4) 奨学金の種類

対象となる奨学金は次のとおりです。

- ①独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
- ②地方公共団体、大学、民間企業・団体等が貸与する奨学金

(5) 正規雇用労働者とは

雇用期間の定めがなく、正社員待遇を受けている方をいいます。短時間勤務正社員など「多様な正社員」を含みます。

(6) 従業員の住所 (R5. 4. 1 改定)

原則、市内在住・市外在住は問いませんが、市外支店で現地採用された市外在住の従業員は対象外となります。ただし、対象従業員になった後に転勤等により市外支店勤務や市外在住になった場合は、引き続き助成をうけることができます。

(7) その他 (R4. 7. 13 改定)

以下のいずれかに該当する従業員は対象になりません。

- ①事業主と同居している親族
- ②役員等、事業主と利益を同一にする地位にある者

※ただし、

- ・事業主の指揮命令に従っていることが明らかである場合
- ・勤務時間や賃金の支払いなどが他の従業員と同様である場合 は対象となり得ます。

4. 助成額の算定について

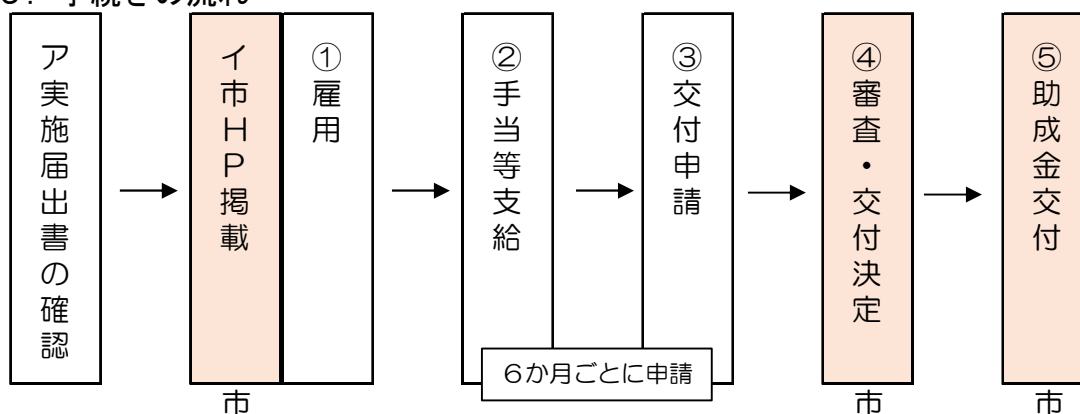
対象経費は、次の①～②の合計額とします。

- ①対象従業員に直接支給した返還支援額
- ②対象従業員の返還分として奨学金貸与機関に直接送金した返還支援額（代理返還）

※次の返還支援額は算入できません。

- ・他の自治体等が行う助成制度の対象となった（予定含む）奨学金の返還支援額
- ・申請事業主が自ら貸与した奨学金の返還支援額

5. 手続きの流れ



ア 就業規則又は賃金規程などに従業員に対する奨学金返還支援制度を定めた後、奨学金返還支援制度実施届出書を提出

イ 市ホームページ「金沢市はたらくサイト」に事業主の企業概要及び従業員への奨学金返還支援制度の内容について掲載（掲載希望のある事業主の方のみ）

①～③

対象従業員を雇用し手当等の支給が完了した後、「金沢市中小企業人材確保奨学金返還支援助成金交付申請書」にあわせて下記添付書類を提出

④、⑤

書類審査の上交付決定を行った後、助成金交付

6. 提出書類

提出書類	添付書類（例）	確認したい項目
奨学金返還支援 制度実施届出書※ 1	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本（法人の場合） ・確定申告書（写）（個人事業主の場合） ・開業届出書（写）（個人事業主の場合） 	中小企業事業主であること
	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則又は賃金規程等 	奨学金返還制度を設けていること
金沢市中小企業 人材確保奨学金 返還支援助成金 交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・労働条件通知書（写） ・雇用契約書（写） 	対象従業員が正社員であること
	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（本人（対象従業員）通知用）（写） 	雇用保険適用事業所の適用事業主であること
	<ul style="list-style-type: none"> ・対象従業員の賃金台帳（写） ・事業主が直接奨学金返還をしたことを証する払込取扱書の受領書（写） 	● 対象従業員に対して奨学金返還支援を行っていること
	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金の返還明細書 ・奨学金返還が確認できる通帳（写）※2 	● 奨学金の返還を延滞していないこと
	<ul style="list-style-type: none"> ・退職証明書 	直前の就業先が県内に本社を有する企業でないこと（転職者のみ）

※1 奨学金返還支援制度実施届出書は、奨学金返還支援制度を創設した際にご提出ください。

※2 通帳（写）は本人名義のもので、氏名の記載があるページと奨学金返還が確認できるページ

●印が付いている項目は、2回目以降の交付申請の際にもご提出ください。

中小企業人材確保奨学金返還支援助成金に関するQ & A

Q 1 市外の支店に採用となった場合も対象となるか。

A 1 市外支店で現地採用された場合は、金沢市内在住の従業員であれば助成対象となりますが、市外在住の従業員は対象外となります。ただし、対象従業員になった後に転勤等により市外支店勤務や市外在住になった場合は、引き続き助成を受けることができます。

Q 2 返還支援制度が既にある場合、助成金の対象となるのはいつからか。

A 2 令和4年2月1日以降に雇用した対象従業員に対する返還支援額のみ対象経費に算入できます。対象従業員1人につき、助成金の対象となる返還支援を実施した最初の月から起算して最大10年間（120か月）

Q 3 大学と大学院の在学時に奨学金を受けた場合はどうなるのか。

A 3 いずれの奨学金に対しても事業主が返還支援を行っているのであれば、双方とも対象となります。ただし、他の返還支援制度の対象となる奨学金への返還支援額については助成対象経費に含めることはできません。

Q 4 対象従業員に対して返還支援金を支給していたにもかかわらず、本人が奨学金の返還を滞納していた場合、助成金の交付を受けられるのか。

A 4 奨学金の返還を滞納している場合は、助成金の交付要件に該当しないこととなるため、交付対象となりません。交付申請の際、滞納状態でないことを確認できる書類を添付いただく必要があります。

Q 5 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 89 条に規定する「常時 10 人以上の労働者を使用する使用者」に当たらず、就業規則の作成及び届出義務がないため、就業規則等の作成はしなくてもよいか。

A 5 法律上の就業規則の作成義務はありませんが、本助成金の申請をされる場合は、就業規則又は賃金規程などの支給根拠がわかる書類の提出が必要となりますので、作成していただくようお願いします。

Q 6 助成金の上限額（年間 160 万円）は、どの期間で決まるのか。

A 6 4 月～3 月末までの会計年度で決まります。

Q 7 令和 5 年度からの変更点について知りたい。

A 7 ①従業員の住所要件を廃止し、市外在住者でも助成対象となりました。ただし、市外支店に勤務している市外在住者は対象外です。

②企業の交付対象期間内に別に雇用した対象従業員がいる場合は、従業員に交付申請に係る返還支援を開始した月から起算して 60 か月まで助成可能になりました。

※②については、令和 7 年度より対象従業員 1 人につき、助成金の対象となる返還支援を実施した最初の月から起算して最大 10 年間（120 か月）に拡充しました。

Q 8 企業の返還支援額よりも対象従業員の奨学金返還額が低い場合、助成割合の 2/3 はどちらに適用されるのか。

A 8 助成額は、対象従業員の交付申請期間における奨学金返還額の範囲内で、企業が返還支援を行った額の 2/3 であるため、上記の場合は対象従業員の奨学金返還額の 2/3 となります。（ただし、上限年額 160,000 円/人）

Q 9 市内保育所・認定こども園、介護事業所または障害福祉サービス事業所等に勤務する従業員が、令和 7 年度からの金沢市の奨学金返還支援費の支給対象となっている場合は、当助成金（中小企業人材確保奨学金返還支援助成金）の交付を受けられるのか。

A 9 当助成金以外の制度による奨学金返還支援を重複して受けていない（受ける予定のない）従業員への返還支援額が対象となるため、交付対象となりません。

石川県の実施する人材確保奨学金返還助成制度の認定者や受給した方も交付対象となりません。

従業員に対する奨学金返済支援制度に係る規定等について

本事業の助成を受けるためには、奨学金返還支援制度について既存の「就業規則」等に奨学金返還支援に係る手当等の条項を追加していただくか、社内規程を作成していただく必要があります。

規定の作成にあたっては、手当等の支給対象者の範囲、支給時期（毎月支給、賞与時支給等）、金額等を記載していただく必要があります。

つきましては、制度の「就業規則」又は「社内規程」における追加規定について、次のとおり例をお示ししますので、ご活用ください。

1 「就業規則」において定める場合

【参考例】 就業規則に追加する手当等条項

〈従業員のうち、大学等卒業生対象に、手当を毎月支給する場合の例〉

【第〇条 奨学金返還支援手当】

奨学金返還支援手当は、大学・大学院・短期大学・高等専門学校・高等学校及び専修学校（専門課程又は高等課程を置くものに限る）卒業生であって、奨学金返済中の者に対し、支給する。

月額 〇〇,〇〇〇円

※ 事業主の制度における支援対象者・支給時期・金額等については、自由に設定していただいても構いませんが、本市から事業主への助成金の支給には、「対象従業員」について一定の要件があります。

「就業規則」については、労働基準法第 89 条により、常時 10 人以上の労働者を使用する事業場において作成し、所轄の労働基準監督署に届け出なければならないとされています。

「就業規則」が定められている場合は、この規則の中の賃金関係の項目に当該奨学金返還に係る手当等の条項を追加し運用いただければ、事業所の制度として確認できることとなります。

※ 「就業規則」を変更する場合も所轄の労働基準監督署に届け出なければなりません。

【参考】 「就業規則」については、厚生労働省ホームページに「モデル就業規則」が掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/model/index.html

2 「社内規程」を設ける場合

【参考例】支援制度規程

〈従業員のうち、大学等卒業者であって、入社3年目までの正社員を対象に、手当等を毎月支給する場合の例〉

奨学金返還支援制度規程

株式会社 ○○○○

- (目 的) 第1条 この規定は、奨学金返還支援制度の取扱いについて定める。
- (適用対象者) 第2条 この規定は、(就業規則第○条に定める)正社員に適用する。ただし、入社4年目以降の社員に対しては、本規定は適用しない。
- (支給対象者) 第3条 奨学金返還支援手当等の支給対象者については、大学・大学院・短期大学・高等専門学校・高等学校及び専修学校(専門課程又は高等課程を置くものに限る)卒業者であって、日本学生支援機構の奨学金を返済中の者とする。
- (手当支給) 第4条 奨学金返還支援手当等は、毎月の通常の給与とあわせて支給することとし、月額○○,○○○円とする。
- (その他) 第5条 この規定を変更する場合は、事前に社員に対し通知する。
- 附 則
この規定は、令和○年○月○日から施行する。

※ 事業主の制度における支援対象者・支給時期・金額等については、自由に設定していただいても構いませんが、本市から事業主への助成金の支給には、「対象従業員」について一定の要件があります。